

別表第1号

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬こうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬こうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	—
				火管	—	—
				導爆線	—	—
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	—
				星火を発する榴弾	—	—
				救命索発射器用ロケット	—	—
				煙火	—	—
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	—
				その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	その他 爆発性 の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey*	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	—
			—	ジニトロナフタリン	—	—
			—	ジニトロトルエン	—	—
			—	ジニトロフェノール	—	—
			—	ニトログリコール	—	—
			—	トリニトロベンゼン	—	—
			—	トリニトロトルエン	—	—
			—	ピクリン酸	—	—
			—	過酢酸	—	—
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	—
			—	アジ化ナトリウム	—	—
—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目	—	—			
2	発火性 の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	—
			—	黄リンマッチ	—	—
		その他 発火性 の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	—
			—	金属リチウム	—	—
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	—
			—	カリウムアマルガム	—	—
			—	ナトリウムアマルガム	—	—
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	—
			—	アルミニウム粉	—	—
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	—
			—	黄リン	—	—
			—	硫化リン	—	—
			—	赤りん	—	—
			—	リン化石灰	—	—
			—	リン化カルシウム	—	—
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	—
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	—
—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造とも重量が5キログラム以内のもの			
3	引火性 の物	可燃性 液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類*	
			—	揮発油	—	—
			—	ソルベントナフタ	—	—
			—	コールタール軽油	—	—
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	—
			—	トルエン（トルオール）	—	—
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	—
			—	二硫化炭素	—	—
			—	酢酸ビニルモノマ	—	—
			—	エーテル	—	—
			—	クロロシラン	—	—
			—	アセトアルデヒド	—	—
			—	パラアルデヒド	—	—
			—	ジエチルアルミニウム	—	—
			—	モノメチルアミン	—	—
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	—
			—	ジメチルアミン	—	—
			—	ピリジン	—	—
			—	酢酸アルミ	—	—
			—	酢酸エチル	—	—
			—	酢酸メチル	—	—
			—	義酸エチル	—	—
			—	プロピルアルコール	—	—
			—	ビニルメチルエーテル	—	—
			—	臭化エチル（エチルプロマイド）	—	—
			—	酢酸ブチル	—	—
			—	フーゼル油	—	—
			—	灯油（石油）	—	—
			—	軽油（ガス油）	—	—
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	—
			—	ガソリン	—	—
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	—
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	—
			—	エチルエーテル	—	—
			—	酸化プロピレン	—	—
			—	ノルマルヘキサン	—	—
		—	エチレンオキシド	—	—	
		—	酢酸ノルマルペンチル	—	—	
		—	イソペンチルアルコール	—	—	
—	メチルエチルケトン	—	—			
—	その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	圧縮 ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、 酸素缶*	医療用又は携帯用酸素 容器に封入した酸素 ガスで2本以内の もの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した 炭酸ガスで2本以内 のもの
					炭酸ガスカートリッ ジ*	2リットル以内又は 容器・荷造とも重量 が2キログラム以 内のもの
				天然ガス	プロパンガス*	
				水素ガス	水素ガス吸入器*	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	
				オゾン	オゾン発生器*	
				ヘリウム	ヘリウムガス*	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
			ホスゲンガス	—		
			アルゴン	—		
			エタン	—		
			エチレン	—		
			メタン	—		
			その他の圧縮ガス及びその製品	—		
			液化 ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した 炭酸ガスで2本以内 のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は 容器・荷造とも重量 が2キログラム以 内のもの
				フロン-12	エアゾール噴射剤、 エアコンガス*	
				フロン-22	エアゾール噴射剤、 エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセット ガスボンベ*	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	
				液体酸素	—	
液体アンモニア	—					
液体塩素	—					
液体亜硫酸	—					
液化シアン化水素（液体青酸）	—					
塩化エチル	—					
塩化メチル（メチルクロライド）	—					
液化酸化エチレン	—					
塩化ビニルモノマ	—					

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	液化 ガス	液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性 の物	塩素酸 塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素 酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化 物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
		—	その他の無機過酸化物	—		
		硝酸 塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造との重 量が2キログラム以 内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素 酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納 し、且つ、破損する おそれのないよう荷 造した0.5リットル 以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩 素酸 塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に収納 し、且つ、破損する おそれのないよう荷 造した0.5リットル 以内のもの
		その他 酸化性 の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
			—	その他の酸化性の物及び製品	—	
		6	放射性 の物	放射性 物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納 し、且つ、破損する おそれのないよう荷 造した0.5リットル 以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤 *	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—	
			—	フッ化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	毒物・劇物	—	フェロシリコン		—
			—	塩化硫黄		—
			—	クロルピクリン		—
			—	四エチル鉛		—
			—	クロロホルム		—
			—	臭素（ブロム）		—
			—	ホルマリン		—
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物		—
		—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの	
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	ゲリス剤		
			—	BHC剤		
			—	DDT剤		
		—	鉍油剤			
		—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの			
		その他危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）		催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの		
—	低温焼成ドロマイト			—		
—	塩化リン			—		
—	臭化ベンジル			—		
—	四塩化チタン			—		

(注1) 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

別表第2号

貴重品

<p>(1) 貨幣・紙幣及び銀行券 (2) 印紙及び郵便切手 (3) 公債証書・大蔵省証券・株券・手形・債券・商品券その他の有価証券（当せん金付証票法（昭和23年法律第114号）に基づいて発行した宝くじ等の未抽せん証票を含む。） (4) 金・銀・白金その他の貴金属及びその製品 (5) イリジウム・タングステンその他のまれな金属及びその製品 (6) 金剛石・紅玉・緑柱石・その他の宝玉石及びその製品 (7) こはく・真珠・さんご・象げ・べつ甲及びその製品 (8) 美術品及び骨とう品 (9) 容器・荷造りを加え1キログラムの価格が40,000円の割合を越える物品。但し、動物を除く。 (10) 貴重品と貴重品でない物品を混じた場合において、容器・荷造りを加え1キログラムの価格が40,000円の割合を越えるときは、これを貴重品とする。</p>

別表第3号

定期乗車券の発売制限（第56条の3）

当社線内相互間（鶴橋～天王寺経由を含む）

発売範囲	発売することができない場合
当社線内相互間	<p>1. 以下の条件に該当するもの。</p> <p>(1) 発着駅が同じ駅となるもの。（0の字） (2) 発駅から着駅までの経路上（両端を除く）に発駅または着駅を含むもの。（6の字）</p> <p>2. 以下の条件のうち2つ以上に該当するもの。但し、(3)及び(4)の2つに該当するものは除く。</p> <p>(1) 徒歩連絡（安堂・柏原南口） (2) 徒歩連絡（堅下・柏原） (3) 徒歩連絡（王寺・新王寺） (4) 徒歩連絡（田原本・西田原本）</p> <p>3. 上記2(1)又は(2)を含み、かつ、以下の条件に該当するもの。</p> <p>(1) 「難波線」「奈良線」「京都線」「生駒線」「天理線」「橿原線」「けいはんな線」「生駒鋼索線」「信貴線」「西信貴鋼索線」「大阪線」「山田線」「鳥羽線」「志摩線」「名古屋線」「鈴鹿線」「湯の山線」のいずれかの駅（橿原神宮前駅を除く）が発着駅の両方となるもの。 (2) 「南大阪線」「長野線」「御所線」「道明寺線」「吉野線」のいずれかの駅が発着駅の両方となるもの。</p>